

一般廃棄物処理基本計画

平成29年度

幸手市

目 次

第1部 計画策定の基本的事項

第1章 計画概要

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2

第2章 幸手市の概況

第1節 地域の概況	3
第2節 人口動態	4
1 人口の推移	4
2 年齢別・性別の構造	4
3 将来の人口推計	5
第3節 産業の動向	6

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の基本的考え方

第1節 計画対象区域	7
第2節 計画対象廃棄物	7
第3節 計画目標年次	7
第4節 幸手市総合振興計画との関係	8

第2章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理フロー	10
第2節 ごみ処理体制	11
第3節 ごみ処理の実績	13
1 ごみの種類別発生量	13
2 1人1日当たりごみ排出量	14
3 資源化量	15
4 中間処理量	16
5 最終処分量	17
6 ごみの性状	18
7 ごみ処理経費	19
8 ごみ処理手数料	20
第4節 ごみ処理の評価	21
1 実施した施策	21
2 目標の達成度	24
第5節 課題の抽出	25

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針	26
第2節 ごみの発生量の見込み	26
第3節 ごみ減量化・資源化の目標設定	27
1 ごみ減量化目標の設定	27
2 ごみ資源化目標の設定	27
第4節 排出抑制のための方策	28

1	市民の排出抑制方策	28
2	事業者の排出抑制方策	29
3	行政の排出抑制方策	29
第5節	基本計画達成のための方策	30
1	市民及び事業者に対する広報・啓発活動	30
2	市民及び事業者の意見や行動の受入れ	30
3	廃棄物減量等推進審議会の設置	31
4	廃棄物減量等推進員の委嘱	31
5	広域処理に関する事項	31
第6節	分別の区分	32
第7節	収集運搬計画	33
第8節	中間処理計画	34
第9節	最終処分計画	36
第10節	災害廃棄物処理計画	36
第11節	ごみ処理の課題への対応	37

用語の定義

用語	定義
家庭系ごみ	家庭から排出されるごみ(燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、危険ごみ、粗大ごみ、資源物)
事業系ごみ	事業系一般廃棄物
資源物	本市においてリサイクル対象としている缶、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装(その他プラ)、紙類(新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック)、布類
集団回収	リサイクル活動推進費補助を受ける団体が実施する資源物回収
ごみ排出量	本市が収集し、又は本市施設へ直接搬入される家庭ごみ及び事業ごみの量(集団回収分を含まない。)
ごみ総排出量	家庭系ごみ量+事業系ごみ量+集団回収量
資源化量	本市施設における中間処理後再生利用資源(鉄くず・アルミ・小型家電)+資源物直接資源化量(集団回収分を含まない。)
資源化率	資源化量÷ごみ排出量
1人1日当たりごみ排出量	ごみ排出量÷総人口÷365日(366日) 単位：g/人日
総人口	住民基本台帳人口(各年10月1日)
最終処分率	最終処分量÷ごみ排出量×100
許可業者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は同条第6項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けた業者

※本計画に記載されている表やグラフの数値は、端数処理の関係で一致しない場合があります。